松江星の会規約の運用方針

2009年（平成21年）9月26日　制定

（第５条、第６条関係）

1.　入会時の届け出事項は次の通りとします。（「松江星の会入会届」を参照のこと）

※必須記入事項

①入会日　※	・会員に公開します
②会員種別　※	・会員に公開します
③氏名（ふりがな、英語表記）※	・会員に公開します
④性別	・会員に公開の可否（記入ありの場合）
⑤住所（郵便番号）※	・会員に公開の可否
⑥連絡用電話	・会員に公開の可否（記入ありの場合）
⑦連絡用携帯電話	・会員に公開の可否（記入ありの場合）
⑧メールアドレス（パソコン用）	・ML登録の可否、会員に公開の可否（記入ありの場合）
⑨メールアドレス（携帯電話用）	・ML登録の可否、会員に公開の可否（記入ありの場合）

2.　入会金は入会時に、年会費は前年度３月末までに支払うものとします。支払い方法は現金で事務局または会計へ、もしくは郵便振込（郵便振込料金は利用者負担）とします。

ゆうちゅ銀行振替口座（郵便振込）

口座番号　０１３００－９－８７７０６

加入者名　松江星の会

なお、すでに納入済みの会費は原則返金しません。

3.　入会時に「折りたたみ式星の地図」を１部配布します。これは、みんなで星を見に行ったとき、共通した星図で星空を見上げることができたら良いと考えたためです。

4.　会の名称を松江天文同好会から松江星の会に変更したこと、また、これまでは年会費を徴収していないこともあり、従来の会員についてもあらためて入会金を徴収します。なお、従来の会員であっても今後６ヶ月以内に入会金を納入しない者は、会員の資格を喪失するものとします。

5.　現金での入会金・会費の領収書には、従来の「松江天文同好会」の印鑑を使用しますのでご承知ください。なお、郵便振込の場合は領収書を発行しませんのでご了承ください

（附則第４項関係）

6. 「松江天文同好会」は「松江星の会」に名称変更しますが、当分の間は「松江天文同好会」の名称も使うことができます。その場合は、「松江星の会（松江天文同好会）」というように、同一組織であることをわかるように書きます。

7. 英語表記は、従来のままの「Matsue Astronomy Club」です。略称は「MAC」です。なお、他の団体の標記との混乱を避けるため、「☆MAC」で標記でも良いです。

松江星の会ホームページの運用方針

2009年（平成21年）9月26日　制定

1. 星の会及び会員の活動を紹介するホームページです。

2. ホームページの愛称を「松江星の会ホームページ星月夜（HOSHIZUKUYO）」とします。

3. ホームページの管理者は金津和義さんです。

4. 記事を投稿する場合は、記事をテキスト文書で、画像は１枚およそ３００KB以下のサイズで管理者宛にメールで送信してください。

5. 記事の内容によっては、ホームページに掲載しない場合があります。また、希望の日時までに掲載できない場合もあります。

6. 運用は管理者の権限ですが、疑義が生じた場合は役員会で協議します。

松江星の会メーリングリスト（ML）の運用方針

2009年（平成21年）9月26日　制定

1. 星の会の活動の連絡や情報共有のためのMLです。

2. メーリングリストの愛称を「松江星の会メーリングリストMACNET（マックネット）」とします。

3. メーリングリストが利用できる者は、会員に限ります。ただし、星の会発足時に従来のMLに登録している者は、星の会の会員でなくても利用することができます。

4. MLの管理者は金津和義さんです。

5. 記事の投稿の量は携帯電話の利用者もいることに配慮してください。また、画像の利用についても、画像の大きさに配慮をお願いします。

6. 職場のメールアドレスを利用されている方は、職場利用でのトラブルを避けるように考慮してください。星の会では、この点は関知しません。

7. ML内での発言で行事計画や報告などについては、ML登録者からML登録者以外の者に伝えられても構いません。

8. ただし、発言者の考えや心情などについては、ML登録者以外の者への他言は避けてください。つまり、通常の信書（手紙や葉書など）の取り扱いと同じということです。MLでの発言はコピーや転送が簡単なこともあり、特に注意が必要です。

9. これは、星の会の中で意見や提案を自由に発言・討論できるようにしていくための大切なルールです。

10. 運用は管理者の権限ですが、疑義が生じた場合は役員会で協議します。